資料3－4

令和６年 11 月 14 日
（理事・評議員合同会議決定）

決　　議

全 国 市 長 会

目　　次

令和６年能登半島地震及び豪雨災害からの復旧・復興に関する決議‥‥‥

令和６年能登半島地震及び豪雨災害からの復旧・復興に関する決議

令和６年能登半島地震の発生から 10 か月余が経過し、被災自治体の復旧・復興に向けた懸命の取組や、国や県、全国各地からの支援により、インフラの応急的な復旧や仮設住宅の建設、被災家屋の解体等が進められている。

しかしながら、本格的な復旧・復興には、半島地域の地理的特性、資材価格の高騰や人材の不足、広範な液状化地域の対策等による長期化が懸念されるほか、９月 21 日からの豪雨で、地震との複合的な被害により、住宅の流出や浸水をはじめ、道路や農地等に、壊滅的な被害が生じており、被災地の人々にとって依然、先行きの見えない状況が続いている。

加えて、最も被害が大きな奥能登地域は、人口減少と高齢化の進行が著しく、被災者だけの力では早期の生活再建は極めて困難な状況にある。

よって、国においては、今回の豪雨災害と令和６年能登半島地震を一体的な災害として取り扱うなど、地域の実情を十分に踏まえながら、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・復興に向けた取組を強化、加速化するとともに、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、また、被災地全体に同一の保障と財政措置を基本に、継続的かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

さらに、我が国では、その自然条件から、全国各地で地震災害や様々な自然災害が起こり得ることを踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」後も中長期的見通しのもと、防災・減災、国土強靱化の取組を進める必要があることから、国土強靱化実施中期計画を令和６年内に策定し、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保するようあわせて要請する。

記

１．生活関連インフラの早期復旧に向けた支援

（１）道路・橋りょう・港湾の迅速な復旧をはじめ、上下水道等ライフラインの早期復旧、漁港等の公共土木施設、医療施設、福祉施設、文教施設、農林水産業、産業基盤等の早期復旧・復興を図るとともに、国による全面的な財政支援措置を講じること。また、原形復旧にとどまらず、より耐震性や防災機能を高める改良復旧を行うこと。特に、今回の豪雨による被害を受けている道路、河川、上下水道施設、通信設備をはじめインフラ施設については、国の権限代行などにより、早期かつ抜本的な復旧を図ること。

（２）今回の豪雨被害については、令和６年能登半島地震からの復旧途上の災害であることから、これまでの枠にとらわれない法令等の弾力的な運用

により、被災地の速やかな復旧と住民生活の安定を図ること。

2. 液状化被害地域の復旧

（１）広範な液状化被害地域の復旧は、専門的な知識を要することから、国において必要な技術的支援を講じること。

　また、側方流動により地盤のずれが生じている民間宅地の境界復元に係る支援メニューを創設すること。

（２）液状化被害地域においては、建物における罹災判定区分が低い場合であっても、外構施設や給排水設備などの被害により、多額の修繕費用を負担する被災者も多くあることから、被害の実態に応じた支援を講じること。

（３）被災宅地を含めた液状化エリアの一体的な対策について、自治体の財政負担を軽減するため、特段の財政措置を講じること。また、対策工法によっては、維持管理費が恒久的に必要となることから、将来自治体が負担する経費についても、財政措置を講じること。

3. 被災者の避難生活支援

（１）被災者生活再建支援金について、住宅に被害を受けたすべての方が、早期に生活の再建を行えるよう、支給額引き上げ及び支給対象の拡大を図ること。また、被災者生活再建制度の加算支援金や住宅の応急修理制度については、令和６年能登半島地震による補修や応急修理に着手・完了していない住宅についても、地震災害及び豪雨災害の両被害に対してそれぞれ適用すること。

（２）豪雨災害の被害認定に当たっては、被害の程度に加え、令和６年能登半島地震の被害認定の結果を考慮した手厚い認定とするとともに、地域福祉推進支援臨時特例給付金について、地震災害だけでなく豪雨災害の被災者にも適用すること。

4. 応急仮設住宅・災害公営住宅の整備

（１）災害公営住宅の整備について、被災自治体の財政負担が過剰とならないよう、激甚災害において適用される災害公営住宅の補助率を東日本大震災時と同程度まで嵩上げするとともに、今回の豪雨災害を受け、建設に対する標準建設費の嵩上げや、敷地整備費を補助対象とするなど、財政支援を拡充すること。

（２）応急仮設住宅を災害公営住宅として引き続き使用したい高齢者のため、応急仮設住宅の再利用を含めた整備や、入居制度の緩和について検討し、実施すること。

（３）今回の豪雨災害により応急仮設住宅の多くが浸水し、被害を受けたこと

から、被災者の安全・安心な住まいを確保するため、浸水想定地域に建設された応急仮設住宅の入居者が、他の応急仮設住宅等へ移動できるよう、特段の措置を講じるとともに、被害を受けた応急仮設住宅の復旧・再建に際し、特段の支援を講じること。

5. 専門職及び技術者等の人材派遣及び技術的な助言

災害からの復旧・復興に不可欠な土木・建築等の技術職や住民の健康維持を支援するための保健師、看護師、相談員等の専門職などの人的支援が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣体制の整備に努めるとともに、財政措置を拡充すること。

6. 災害廃棄物の処理支援

（１）公費解体の適用範囲を拡充するとともに、国による全面的な財政支援措置を講じること。

（２）震災で生じた大量の災害廃棄物を早急に処理するため、ごみ処理施設・し尿処理施設の緊急仮復旧及び本格復旧をはじめ、仮置場の設置や災害廃棄物の輸送、最終処分場の確保などに対し、必要な支援を講じるとともに、被災自治体負担額の更なる軽減を図ること。また、豪雨災害で発生した廃棄物を区別せず、保管や運搬、処理ができるよう、一体的な災害として取り扱うこと。

7. 災害復旧・復興に向けた支援

（１）災害復旧・復興に取り組む地方自治体などに対し、半島地域の特殊性や資材価格の高騰等の現状を踏まえた実効性のある財政措置を早期に実施するとともに、本格的な復旧・復興のため、中長期的な財源が確保されるよう、必要な財政支援を講じること。また、災害救助法の適用のない近隣自治体についても同様の措置を講じること。さらに、各種事業が迅速かつ着実に執行できるよう、復旧工事等を担う事業者等の確保を含め各被災自治体との連携体制の強化を図ること。

（２）甚大な被害を受けた地域の補助・直轄災害復旧事業については、本格復旧工事の完了までに相当の時間を要することから、過年災となる補助災害復旧事業債の充当率を現年災と同率とする特例措置を講じること。

（３）災害復旧事業の迅速かつ確実な実施に向けて、公共土木施設等の災害査定について、地震と豪雨の査定の一体的な実施など、簡素化・円滑化を図ること。また、補助申請に係る事務手続きについても極力簡素化するなど、柔軟な対応を図ること。

（４）道路、河川、海岸、民有がけ地の崩土・流木等の撤去に対する支援や、

被災自治体が実施する民有がけ地の応急復旧に対する支援を拡充すること。また、被災者の負担軽減を図るため、民有地内に堆積した土砂等について、公共土木施設の災害復旧に併せ、一体的に撤去できるよう必要な措置を講じること。

（５）利用のない農業用ため池の災害リスクが高まっていることから、農業用ため池の廃止に関する実施要件を緩和し、廃止を集中的に進めること。

（６）被災により医療・介護行為等が制限されている医療・福祉施設の運営並びに施設や設備の復旧・再建に向けた特段の財政措置を講じること。

（７）被災地域の公立病院が医療体制を維持できるよう、収入の減少を補てんする新たな枠組みを創設すること。

（８）被災した学校施設や社会教育施設等、公共施設の解体・建替・修繕等は、被災自治体に大きな財政負担となることから、支援を求める自治体の実態に即した財政措置の充実を図ること。

（９）指定避難所や緊急避難場所となっている地域コミュニティ施設の災害復旧事業や機能強化等に対し、十分な財政支援を講じること。

(10) 被災した配水管の復旧に際し、新たな被害を防止するため、破損箇所に限定せず一体的に布設替えができるよう災害復旧費補助の対象を拡大すること。

(11) 上下水道の早期復旧と地方公営企業の経営安定等を図るため、災害復旧事業に係る補助対象の拡充、補助率の嵩上げなど、特段の財政支援を講じるとともに、地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金に係る地方財政措置について、事業費の全額が特例措置の対象となるよう、財政措置の拡充を図ること。

(12) 下水道料金の引き上げは、被災地の生活再建に支障を及ぼすことから、社会資本整備総合交付金における重点配分の要件のうち、下水道料金改定期限を延期すること。

８. 避難者の受入を行う自治体等への支援

（１）広域的に避難者受入を行う自治体や福祉施設が、万全の被災者支援を行うことができるよう、人的支援体制の更なる構築と財政支援の拡充を図ること。

（２）迅速な支援のため、受入自治体の判断で行った各種支援が、災害救助法の対象として認められないケースも多く存在することから、災害救助法に基づく災害救助費負担金の対象事業の拡大、対象経費の柔軟な対応、限度額の見直し等財政支援の拡充を図るとともに、発災時への遡及適用とすること。

（３）個人宅等、避難所以外で被災者を受け入れている者の経済的負担軽減策を講じるとともに、発災時への遡及適用とすること。

９. 商工業及び農林水産業の復興に向けた支援

（１）なりわい再建支援事業など被災事業者に対する支援制度を拡充強化し、中長期的に措置するとともに、被災地域と関連する事業者に対しても被災事業者と同様の支援措置を講じること。特に、なりわい再建支援補助金について、復旧に際し、原状回復にとどまらず、生産性を向上した新たな設備への建替、入替が行えるよう、支援措置の拡充を図ること。また、既存補助事業の申請手続きの簡素化・迅速化を図ること。

（２）事業活動の休業や縮小を余儀なくされた事業所に対する雇用調整助成金の特例措置の支給期間及び支給日数を延長するとともに、助成率の更なる引き上げを行うこと。また、今回の豪雨で被災した事業者を対象とすること。さらに、営業補償のほか、新店舗や仮店舗への移転費用の支援を行うこと。

（３）農業用施設や農地、漁港等の災害復旧事業については、応急措置を含め早期の事業完了に向けて、特段の措置を講じるとともに、本格的な復興に対応する中長期的な予算の確保や補助率の嵩上げ等についても、特段の財政措置を講じること。また、農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）について、農機具格納庫を複数棟に分割して再建するための要件を緩和するとともに、中長期的な財政支援措置を行うこと。

10. 観光産業の復興及び観光客回復に向けた支援

（１）被災した宿泊施設の事業再開に向け、インフラ等の早期復旧を図るとともに、施設の改修や、従業員の維持、確保に向けた支援措置を講じること。

（２）被災地域にある旅館、ホテル及び観光施設の復興及び経営の安定化に向け、自治体等が行う取組を支援するとともに、観光需要喚起のための施策を中長期的に講じること。

（３）間違った情報や誤解を招く情報、風評被害を防止するため、適切かつ正確な情報を徹底して提供し、周知すること。

11. 文化財・重要伝統的建造物等の早期復旧に向けた支援

震災により損壊した文化財・重要伝統的建造物等の早期復旧について、所有者の費用負担の更なる軽減を図るとともに、専門家の派遣などの全面的な支援を行うこと。

12. 今後の防災対策

（１）今回の震災を踏まえ実施する地域防災計画や各種ハザードマップの更新や整備などに十分な財政措置を講じること。

（２）民間施設の借り上げなど、避難所確保のための制度整備及び財政措置を講じること。

（３）傷病者の広域搬送について、県域を越えた体制を構築するとともに、病院等による２次避難者の受入に関するマニュアルを整備すること。また、電子カルテ情報共有サービス（仮称）の整備に当たっては、地域の進捗状況等を十分に踏まえて推進すること。

以上決議する。

令和６年 11 月 14 日

全　国　市　長　会

デジタル社会の推進と人口減少への対応による新たな地方創生の実現に関する決議

我が国における急激な人口減少は、行政サービスも含め、担い手不足が急速に深刻化する中、インフラや公共交通、物流の維持等に支障を生じさせ、あらゆる社会課題に対応しなければならない局面を招いており、日本社会の将来にも大きな影響を及ぼすと考えられる。

都市自治体の多様な取組にもかかわらず人口減少に歯止めがかからないなど、地方の置かれている状況は極めて厳しいものがあり、その克服に向けて、地方創生の取組が極めて重要である。

また、公共サービス等を維持・強化するためには、デジタルトランスフォーメーションを推進し、デジタル技術を活用した効率化と利便性向上に取り組むことが必要である。特に、デジタル社会形成の司令塔を担う国の役割は極めて重要であり、様々な施策実施や課題解決を現場や自治体任せにすることなく、地域の実情や懸念に真摯に寄り添った対応が求められる。

あわせて、教育分野におけるＧＩＧＡスクール構想の推進をはじめ、デジタル化の進展を支える人材育成・確保についても、引き続き、積極的に取り組んでいくことが重要である。

このような中、国においては、人口減少や少子高齢化に対応するため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、今後 10 年間集中的に取り組む基本構想を策定する「地方創生２．０」を掲げている。

政府においては、今こそ人口減少、東京一極集中の是正などについてこれまでにないような大胆な政策を打ち出し、強力に推進することが必要である。

（人口減少への対応による新たな地方創生の実現）

「新しい地方経済・生活環境創生本部」は、「地方創生２．０」の起動に当たり、少子化対策を軸とした人口減少対策、東京一極集中の是正を明確にした我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を示し、国と地方の役割分担のもと、都市自治体の自主的・主体的な取組を強力に支援すること。

また、これまで政府関係機関や企業の地方移転の推進、地域における創業の促進、生産拠点の積極的な地方分散化、地方拠点強化税制の拡充、地方移住の推進、地方における所得向上など、地方への人や仕事の流れを作り出す施策を進めてきたが、これらを更に充実させるとともに、誰もがチャレンジでき、若者・女性に選ばれる地方、誰もが安心して子どもを産み育てることができる地方、多様性のある地域分散型社会づくりに向け、これまでにないような大胆な政策を打ち出し、強力に推進すること。

（デジタル社会の推進による新たな地方創生の実現）

デジタルトランスフォーメーションの推進は、人口減少が進む地方における様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を継続すること。

地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、人材還流促進など当面のデジタル人材確保策を強化するとともに、今後のデジタル社会を見据えて、地方においても、デジタル人材の育成・確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うこと。

あわせて、５Ｇ・光ファイバ等のデジタルインフラの速やかな全国展開やマイナンバー制度の信頼性確保とともに、マイナンバーカードの利便性向上と民間を含めた利活用シーンの拡大など、デジタル社会の実現に不可欠な基盤の整備を引き続き推進すること。

また、地方公共団体情報システムの標準化に当たっては、デジタル基盤改革支援補助金が、都市自治体の必要経費に対して大幅に不足している団体もあることから、その状況を把握し、移行経費について全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。さらに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、国が主体となって、関係者との協議による適切な料金設定や為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストよりも負担増とならないようにするとともに、運用経費について、適切な財政支援措置を確実に講じること。

加えて、移行スケジュールについても、戸籍関係業務など移行期限までの移行が困難となるシステムが新たに判明しており、また、今後の増加も想定されることから、都市自治体ごとの進捗状況を踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、安全・確実な移行ができるよう、引き続き柔軟に対応するとともに、移行期限を見直したシステムについては、令和８年度以降も同様に必要な財政支援を行うこと。

国・地方デジタル共通基盤の推進に当たっては、都市自治体の業務フローや実態を把握したうえで、制度・業務・システムの一体的な検討を進めること。

（新たな地方創生の実現に向けた財源の充実）

人口減少問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、都市自治体が取組を自主的・主体的に実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

地方創生に係る交付金については、これまでにない新たな地方創生の取組を推進できるよう、その拡充を図ること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域が

デジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

（地域公共交通の再構築）

地域公共交通は、地域住民の日常生活を支える移動手段として、また、都市から地方への人の流れを創る社会基盤として、地方創生を推進するうえで重要な役割を担っていることから、その維持・確保及び利便増進等やネットワークの再構築に向けた取組に対し、積極的な支援策を講じること。

特に、ローカル鉄道の再構築は、経済性に偏った議論がなされないよう、地域公共交通としての利便性・持続可能性の確保を基本として、ローカル鉄道に対する地域の声を十分に反映し、国が主体的に関与・調整すること。

あわせて、再構築に関する仕組みが改正地域交通法によって創設されていることから、鉄道事業法における事業廃止の規定については、沿線自治体の意見が反映されるよう、法制度の見直しも含め適切な措置を講じること。

また､自然災害による被災路線の早期復旧と代替交通の確保を図るとともに、鉄道事業者において被災を契機に直ちに存廃の議論に結び付けることがないよう、国として対応を図ること。

（農地法制の見直しに伴う農地の確保と主体的なまちづくりの両立）

都市自治体は、人口減少社会を迎え、地域における雇用創出や所得向上に向け、食料安全保障の根幹となる農地の確保の重要性を認識し、農業振興も含めたまちづくりに取り組んでいる。今後とも地方創生の実現に資する農業地域の振興と総合的な土地利用を図るうえで、農振法等の運用に当たっては、農地の総量確保に拘泥することなく、地域の実情に応じた取組に十分配慮すること。

以上決議する。

令和６年 11 月 14 日

全　国　市　長　会

都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復しているものの、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、今後の地方財政を取り巻く環境は厳しいものになることも想定される。

もとより、今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、こども・子育て政策の強化等による人口減少対策の推進、物価高騰への対応、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して都市自治体の果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にあることから、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

加えて、都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等、地方の発意を活かした地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

国においては、以下のとおり、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化、地方分権改革の推進を図るよう強く求める。

（地方一般財源総額の確保）

一層の増加が見込まれる社会保障関係経費をはじめ、物価高騰への対応や人口減少対策に係る経費、令和６年人事院勧告が引上げ改定となったことなどにより増額となる人件費、金利上昇等の影響を踏まえた公債費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和７年度においても、都市自治体が引き続き安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額を増額すること。

また、地方交付税については、その総額を確保・充実するとともに、恒常的な財源不足については、臨時財政対策債によることなく、法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

さらに、地方債についても必要な総額を確保するとともに、各種課題を踏まえ、要件の緩和や拡充等の見直しを行うこと。

（令和６年人事院勧告等に準じた給与改定等の実施に係る一般財源の確保等）

令和６年人事院勧告等に準じた給与改定等を着実に実施できるよう、必要な一般財源を確保すること。

また、教職調整額の引上げなど、教師の処遇改善の実施に当たっては、国の

負担と比べて地方の負担が極めて大きいことを踏まえ、必要額については地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源の確保を図ること。

（こども・子育て政策の強化）

「こども未来戦略」をはじめ、こども・子育て政策の強化に向けた施策には、都市自治体を通じて実施されるものも多く、その具体化に当たっては実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえたうえで着実に実施できるものとすること。

また、こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保するとともに、自治体独自の取組についても、計画的にサービス提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うこと。

こども政策ＤＸについて、推進に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、都市自治体や保育施設等の進捗状況などを踏まえ、必要な支援策を講じること。また、費用負担に係る全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないよう慎重に検討すること。

（物価高騰等を踏まえた地域経済対策の充実強化）

物価高騰等により深刻な影響を受けた地域経済の回復及び活力ある地域の創造に向け、十分な地方財源を確保し、都市自治体において地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、積極的に支援すること。

（地方交付税の算定の充実）

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

（固定資産税の確保）

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、令和５年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、２年間の期限の到来

をもって確実に終了すること。

（軽自動車税等の確保）

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、ＣＡＳＥ(コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化)に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

（地方分権改革の推進）

我々都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図るとともに、地方分権改革を推進すること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。

また、令和６年の提案募集における重点募集テーマである「デジタル化」については、住民サービスの向上や都市自治体の業務効率化につながり、地方分権改革を深化させるものであることから、都市自治体からの提案を積極的に実現すること。

あわせて、都市自治体の計画策定等について、策定を義務付けず、「努力義務規定」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、都市自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、令和５年３月に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、地方の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

（国庫補助金等の補助単価等の適正化）

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金等の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等については現下の資材価格の高騰等の実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。

以上決議する。

令和６年 11 月 14 日

全　国　市　長　会

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。本年も１月１日に能登半島地震が発生し、被災自治体では懸命な復旧・復興が進められているが、今後も中長期的な取組が続くことが見込まれる。また、７月以降全国各地で発生した大雨被害により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加が懸念されるとともに、８月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模災害の発生も危惧されている。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靭化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、令和２年12月に「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を閣議決定し、取組の更なる加速化・深化を図るとしている。さらに、令和５年６月には、国土強靭化基本法が改正され、国土強靭化実施中期計画の策定が法定化されたところである。

また、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕、更新の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靭化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

1. 国土強靭化に向けた取組の充実強化について

（１）令和６年能登半島地震など、近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、改正国土強靭化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」完了後においても切れ目なく国土強靭化の取組を

進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和６年内に策定し、当初予算を含め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

（２）道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、令和６年度までとされている緊急浚渫推進事業債、令和７年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、制度の継続とともに対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

（３）災害時においても物資等を運搬できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化、暫定２車線区間の４車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

２．生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

橋梁、トンネル、河川施設、上下水道、公園、港湾施設等の構造物のうち、早急に措置を講ずべき施設については、短期集中的な対策及び安全性の確保に必要な予算を確保すること。

また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、点検、維持管理・更新を持続的に実施できるよう、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

特に、上下水道については、災害時においてもその機能が早期に確保されるよう、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靱化を図ること。

さらに、再度災害の防止と施設機能の強化のため、災害時の改良復旧事業の更なる推進を図ること。

３．地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

（１）国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。

（２）津波対策等として、防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。

（３）火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

４．台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

（１）気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

　また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

（２）近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

（３）土砂・豪雨災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備を推進するとともに、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

（４）大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

（５）大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

　また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

５．防災・減災対策の充実強化について

（１）災害対策基本法に定める避難指示等について、住民が一層適切な避難行動をとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成にあたっては、平時から地域や福祉と連携するとともに、実効性のある計画が作成できるよう、必要な財政支援も含め、引き続き、積極的な措置を講じること。

（２）災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

（３）災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、令和７年度以降も災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること。

６．被災地支援の充実強化について

（１）被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。

（２）被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。

（３）災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直しを図ること。

７．避難所施設の防災機能強化対策について

災害発生時に避難所となる体育館等について、空調設置など防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

令和６年 11 月 14 日

全　国　市　長　会

東日本大震災からの復興及び
福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から 13 年が経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の問題に引き続き直面している。

令和７年度で終了となる「第２期復興・創生期間」以降においても、被災自治体が地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、引き続き、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要であり、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

さらに、令和５年８月 22 日開催の「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議／ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」において、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始が決定されたことを受け、同年８月 24 日から東京電力が放出を行っているが、水産業等への甚大な影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

１. 復興事業の実態に即した財政支援等について

（１）避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

（２）災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

（３）防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するための支援策を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

2. 復興のための道路網の整備促進について

医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

（１）原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

（２）第２期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるよう、十分な体制、柔軟な制度を構築するとともに、継続的かつ安定的な財源を確保すること。

（３）除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良など必要な道路・交通対策を実施すること。

（４）仮置場の原状回復等に必要な予算を確保するとともに、農地への原状回復については、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失に対し、財政措置を講じること。

（５）福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者に任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂するとともに、今後の廃炉を担うリーダー等中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

また、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出については、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むこと。

あわせて、厳格な海洋モニタリングを行うことやＡＬＰＳ処理水の安全性、その処分の必要性等について国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信を実施するなど、国内外からの風評被害が発生しないよう、「ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を国の責任で確実に実行すること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で引き続き検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて検証を進め、放射性物質の測定に係る費用については、令和７年度以降も国の予算措置を継続すること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

（６）ＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始以降に輸入規制を強化した国・地域に対し、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を強く要求するとともに、国は水産事業者等が安定的に事業を継続できるよう積極的な支援を行うこと。

（７）ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う損害について、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。

また、都市自治体が実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。

原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

（８）原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、国内外を問わず出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

さらに、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、財源の確保と、適時適切な指針の見直しに取り組むこと。また、東京電力の損害賠償部門の体制強化はもとより、相談体制を十分に確保させ、誠意ある対応を徹底させること。

（９）原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特にこども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

(10) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

(11) 避難指示区域等における国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の被保険者等の一部負担金及び保険料（税）等の免除措置に係る財政支援の見直しに伴う、当該被保険者への周知及び納税・納付や滞納整理に係る財政措置を講じること。

(12) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保に向けた財政措置など必要な支援策を講じること。
(13) ＡＬＰＳ処理水の処分に関して多大な影響を受ける水産業等における各種ＰＲ事業に対する財政支援について、支援対象を拡大するとともに、事前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

4. 原子力災害からの復興・再生について

（１）被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に係る財政措置の拡充等を図ること。
（２）「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に向けた安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
（３）風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。
（４）福島新エネ社会構想の実現に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大や水素の活用等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態を踏まえた対策を講じること。
　また、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に実施すること。
　加えて、第２期復興・創生期間後も取組を一層加速化させるため、十分な財源を確保すること。
（５）福島国際研究教育機構（Ｆ－ＲＥＩ）について、新産業創出等研究開発協議会を通じて福島県内の高等教育機関を含めた産学官との緊密な連携体制を構築するとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って機構の体制強化、予算の確保を図ること。
（６）被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県が連携して対策を強化すること。
（７）放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

５．原子力安全・防災対策の充実について

福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、透明性向上に取り組むこと。原子力事業者の適格性については、保安規定に定めた基本姿勢を遵守するよう、厳格に指導し、原子力規制検査等による監視を徹底的に行うこと。

以上決議する。

令和６年 11 月 14 日

全　国　市　長　会

参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

我が国においては、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生などへの取組は、従来に増して喫緊の課題となっており、今こそ地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和４年７月に行われた合区による３度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の４県で、徳島県が前回に続き全国最低の投票率45.72％を記録し、鳥取県は過去最低の投票率を更新する結果になるなど、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、令和元年より比例代表選挙に特定枠制度が導入されているが、これは合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度とは言えない。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

地域の多様な意見が国政に反映されるよう、抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和６年 11 月 14 日

全　国　市　長　会